

# 発話行為の効果についての考察

中 園 篤 典

(受付 2004 年 10 月 12 日)

## 1. はじめに

本稿の目的は、思弁的な研究領域である発話行為論（言語行為論）<sup>1)</sup>に言語データ（統語論）による検証を導入することにより、再現性のある実証的なデータに基づいた新しい知見を発話行為論に提供することである。中園（1994）では、発話行為が日本語の統語構造とどのように結びついているのかを、引用句のダイクシスを例にあげながら考察した。そして、発話行為を「持続的な効果をもつ発話行為（Speech Acts with Continuous Effect, 以下「C型」）」と「一時的な効果をもつ発話行為（Speech Acts with Temporary Effect, 以下「T型」）」に分類する事によって、引用句におけるダイクシスの調整を統一的に説明できる事を示した<sup>2)</sup>。

### (1) 発話行為（Speech Acts）

- a. 持続的な効果をもつ発話行為（C型）
- b. 一時的な効果をもつ発話行為（T型）

しかし一方で、オースチン、サールによる伝統的な発話行為論（Speech act theory）の中には「発語内行為（illocutionary act）」と「発語媒介行為（perlocutionary act）」という分類も存在する。そこで、本稿では中園（1994）で提案した発話行為の分類（C型・T型）が、伝統的な分類（発語内行為・発語媒介行為）とどう関連するのかを考察し、C型とT型を区別する動機づけを行いたいと思う。

## 2. 伝統的見解とその意義<sup>3)</sup>

### 2-1 発話行為の分類

従来の言語学（主に統語論）では、言語の内部構造の解明を中心課題としてきたため、そ

- 1) 「言うことは為すことである」として、言語を静的なデータ（意味の伝達、表現）と捉えず、より動的に行為の遂行と捉える理論。なお、言語学では speech act を「発話行為」と訳するのが一般的であるので、本稿でもこれに従う。ちなみに、言語哲学では「言語行為」とするのが一般的なので注意が必要。
- 2) 中園（1994）の「SAC」「SAT」という用語を、公刊に合わせて「C型」「T型」へ変更した。
- 3) 発話行為論（言語行為論）の伝統的見解とその意義については、坂本（1978: 310-359）、Leech（1983）、Levinson（1983）、西山（1983）、山梨（1986）、Sadock（1988）、久保（2002）など多くの解説書を参照した。

の言語自体が実際のコミュニケーションでどのように用いられているのかについてはあまり関心を払ってこなかった。これに対し、発話行為論は、言語研究に話し手や聞き手などの要素を導入し、人間によって言語がどのように使われているのかを研究する分野である。統語論の分析対象が文 (sentence) であるのに対して、発話行為論の分析対象が文の使用である発話 (utterance) とされているのはその表れである。

発話行為論では、発話を次の三つのレベルに分けて分析する。コミュニケーションの場面で発話するとき、話し手はまず物理的に例えば次のような言語音を発する。

(2) [wataʃiakimitokekkonsuru]

このレベルで話し手が行っている事は、(2)の言語音を発する事で聞き手にその意味内容を伝えるという行為である。この「何か事を言う (saying something)」という行為は「発語行為 (locutionary acts)」と呼ばれている<sup>4)</sup>。しかし、例えば話し手が聞き手に対して次のように言った時、話し手はただ「何か事を言う (saying)」という行為だけを行っているのではない。

(3) 「君と結婚する。」

もしその話し手が好きな人だったら、聞き手は喜ぶだろう。それは、話し手が(3)を発話する事で、聞き手に結婚を「約束 (promise)」しているからである。また、その話し手が嫌いな人であつたら、聞き手はいい気持ちがないだろう。それは、話し手が(3)を発話する事で、聞き手を「脅迫 (threatening)」しているからである<sup>5)</sup>。

この「約束する」「脅迫する」という行為は、「何かを言う」という行為に伴って行われる行為であり、先に述べた「発語行為」とは別のレベルで捉えなければならない。この何かを言いつつ (in saying something) 同時平行的に行われる行為は「発語内行為 (illocutionary acts)」と呼ばれている。

ところが、(3)の発話と同時に遂行される行為は、上の二つだけではない。先ほど、好きな人に「君と結婚する」と言われたら聞き手は嬉しくなるだろうと述べたが、この事実は「君と結婚する」という発話が、聞き手を「喜ばせる (pleasing)」という力 (force) をもっている事を意味する。また、聞き手の嫌いな人が「君と結婚する」と発話すれば、それによって聞き手を「恐がらせる (frightening)」という行為が行われる。

4) なお、発語行為は次の3つに分けられる (Austin1962: 92-93)。

- (a) 音声行為 phonetic act (ある一定の音声を発する)
- (b) 用語行為 phatic act (語を一定の文法にあわせる)
- (c) 意味行為 rhetic act (意味と言及対象を伴わせる)

5) (3)が「脅迫」として機能する例。(i)は映画 *Back To The Future. Part2* において、自分を嫌っている女性 (Lorraine) に対して悪役の男性 (Biff) が発したものである。

(i) I'm gonna marry you someday !, Lorraine ! Someday you'll be my wife !!!  
 ([いつか俺と結婚するんだ。いつの日か俺の女房にしてみせる。])

この「喜ばせる」「恐がらせる」という行為は、発話の結果として聞き手の中に副産物的な効果を生じさせる行為である。このような何かを言う事によって (by saying something) 結果的に行われる行為は「発語媒介行為 (perlocutionary acts)」と呼ばれている。これらは、次のようにまとめられる。

(4) 発話行為 (Speech Acts)

a. 発語行為 (locutions)

何事かを言う。

b. 発語内行為 (illocutions)

何事かを言いつつ力を遂行する。

c. 発語媒介行為 (perlocutions)

何事かを言うことによってある効果を達成する。

このように、「君と結婚する」という発話が発せられたとき、同時に三種類の発話行為が遂行されるのである。すなわち、それを「言う (saying)」という行為 (発語行為) と、それを言いつつ「約束する (promising)」という行為 (発語内行為)、更にそれを言う事によって「喜ばせる (pleasing)」という行為 (発語媒介行為) である<sup>6)</sup>。

言う	約束する	喜ばせる
----	------	------

このように、あらゆる発話が上の三つの発話行為の遂行から成り立っているという考え方が、発話行為論の基本的な立場である。この中で、発語内行為と発語媒介行為の区別は、特に重要である。

2-2. 慣習と意図をめぐって

2-2-1 Austin (1962) の慣習

オースチンは、Austin (1962) の中で、繰り返し「発語内行為の語彙リストを作る」という計画 (programme) について述べている<sup>7)</sup>。このオースチンの計画は、発話行為という母集団の中から発語内行為 (illocutions) だけを抽出できるという仮定を前提としたものである。

6) このような観点は言語行動に限らず、非言語行動にも適用可能である (Sadock 1988)。例えば、ある男が政府の要人を狙撃しようとしている場面。男の行動は言語的なものではないが、次のように同じ枠組みで捉える事ができる。

引き金を引く	暗殺する	政府を転覆させる
--------	------	----------

まず、男は「引き金を引く」という行為を行っている。これは、言語的な発語行為にあたる。このとき男は、引き金を引きつつ「暗殺する」という行為も行っている。これは、言語的な発語内行為にあたる。さらに男は、引き金を引く事によって結果的に「政府を転覆させる」という行為も同時に行っている。これは、言語的な発語媒介行為にあたる。

7) 例えば、Austin (1962: 83, 94, 109) などを参照。

つまり、彼は発語内行為と発語媒介行為を明確に区別できると考えているのである<sup>8)</sup>。

まず、オースチンが発語内行為と発語媒介行為をどのように定義していたのかという点から議論を進める事にする。

オースチンは、発語内行為には言語的・社会的な慣習 (conventions) が存在するが、発語媒介行為にはそれが存在しない点で違いがあると述べている (Austin 1962: 103)。つまり、発語内行為は慣習的行為であるが、発語媒介行為は非慣習的行為なのである。

例えば、「約束する」「命令する」「質問する」「勧告する」「命名する」「挨拶する」などは典型的な発語内行為であるが、これらの行為はどういう場合に成立するのかが、言語的にも社会的にも慣習によって決まっている。例えば、「命名する (naming)」という発話行為は、言語的には次のような形式をとらなければ成立しない。

(5) I name this ship the *Queen Elizabeth*.

また、社会的にはしかるべき人 (市長) が、しかるべき場所 (船の前) で、しかるべき時 (式典の最中) に発話するという環境がそろっていないければ「命名」とならない<sup>9)</sup>。もし、このような条件が一つでも欠けていれば、その発話是不発 (Misfires) または濫用 (Abuse) となる。

また、「命名する」ほど慣習的ではないが、言語形式を通して行為の遂行が可能な発語内行為に次のような動詞がある。

- (6) a. I argue that there is no backside to the moon.  
 b. I warn you that the bull is about to charge.  
 c. I insist that you go to the movies.

一方、典型的な発語媒介行為である「信じさせる」「説得する」「怒らせる」「驚かせる」「喜ばせる」「慰める」などは、聞き手の感情、信念、態度に対して副産物的な変化を生じさせる行為である。発語内行為との違いは、これらが言語的、社会的な慣習に支配されていないという点にある。したがって、これらは慣習の力を借りなくても遂行可能である。例えば、「驚かす」という行為が言語的な慣習から自由である事は、次のような形式がありえない事から分かる (山梨 1986: 30)。

- (7) a. \*I hereby convince you that Ali is the greatest.  
 b. \*I hereby alarm you that you are getting late.  
 c. \*I hereby surprise you that John is mad.

8) 西山 (1983: 637-638) では、発語内行為 (表現内行為) と発語媒介行為 (表現媒介行為) の典型的な例として、それぞれ次のような動詞をあげている。

表現内行為	表現媒介行為
ask, order, promise, propose, request, state, suggest, tell, etc.	alarm, convince, encourage, embarrass, impress, intimidate, mislead, etc.

9) Austin (1962) はこれを「適切性条件 (felicity condition)」と呼んだ。

また、ステッキを振り回したり、トマトを投げつけるという非言語的、非慣習的な手段によって遂行可能である事からも分かる (Austin (1962: 118–120))。こうしたオースチンの定義を、次のようにまとめておこう。

- (8) a. 発語内行為：言語・社会的な慣習に支配されている。
- b. 発語媒介行為：言語・社会的な慣習から自由である。

## 2-2-2 Strawson (1964) の意図

このように、オースチンが「言語的・社会的な慣習の存在」という観点から発語内行為と発語媒介行為を区別しようとしたのに対し、ストローソンは Grice (1954) を踏襲しつつ、これを「話し手の意図的な行為であるか否か」という点を基準に区別しようとしている (Strawson 1971)<sup>10)</sup>。

オースチンの慣習 (convention) に対するストローソンの反論をまとめると次のようになりそう。たしかに、「命名」や「判決」などの行為は、次のような言語的慣習にのっとった表現でなければ成立しない。

- (9) a. I name this ship the Queen.Elizabeth.
- b. I sentence you five years.

では、「約束」はどうだろう。ここでも、たしかに言語的慣習にのっとった形式で表現する事が可能である。

- (10) I promise you I will be back.

しかし「約束」は、次のような言語的慣習を無視した形式で表現する事も可能である。

- (11) a. I will be back.
- b. 5 o'clock.

実際に、「判決」や「洗礼」など特殊なもの除けば、ほとんどの発語内行為が慣習的手段を使わずに遂行可能である。ただ、慣習的手段を用いる事もできるというだけに過ぎない。したがって、慣習的手段によって顕在化できるというだけでは、発語内行為が慣習に制約されているとはいえない。なお、ストローソンはこれを「発語内行為が慣習的である可能性があるだけ」と述べている<sup>11)</sup>。

結局、ストローソンは発語内行為を慣習性という側面から捉えようとするやり方を捨て、それが「話し手の意図的な行為であるか否か」という観点から定義しようとしている。つま

10) より正確に言うとは「ある発話が発語内の力を持つ (伝達の成功) とは、グライスのいう複合的な意図 (complex intention) の認識に話し手と聞き手の双方が成功したということである (Strawson 1971: 30)」。

11) “being conventional” ではなく “being capable of being conventional” である (Strawson 1971: 27)

り、発語内行為は「話し手の意図的な行為」であり、聞き手がその意図 (overt complex intention) を理解する事によって初めて成立する。これに対して、発語媒介行為は話し手の意図しない「結果的な行為」である。

ここで、次の発話を例に、ストローソンの定義を考えてみよう。

(12) 君と結婚する。

この発話と同時に遂行される行為には、「約束する」と「喜ばせる」があると思われる。この中で、「約束する」という行為は、話し手の意図する行為であるから、ストローソンによれば、これは発語内行為となる。一方、「喜ばせる」という行為は、話し手の意図とは無関係の結果的な行為であるから、これは発語媒介行為になる。こうしたストローソンの定義を、次のようにまとめておこう。

(13) a. 発語内行為：話し手の意図的な行為である。

b. 発語媒介行為：話し手の意図的な行為ではない。

## 2-3 言語的な証拠

### 2-3-1 I V you that ~

このように、発語内行為 (illocutions) と発語媒介行為 (perlocutions) をどう区別するかに関して2つの有力な考え方がある。これらの分類が概念的なものにとどまらせないためには、ここでもそれに対する統語的な証拠が必要である。

Austin (1962: 103) によれば、発語内行為は言語・社会的な慣習に支配されているため、遂行文 (performatives) という形式によって顕在化できるが、発語媒介行為は言語・社会的な慣習から自由であるため、遂行形式 (performative formula) をとる事ができないという対立が生じる<sup>12)</sup>。

ここで、次の発話を例にして、この言語テストを検証してみよう。

(14) I'll be back.

すぐ戻ってくる。

ここで遂行される発話行為には、「約束する」と「安心させる」があると思われる。この中で、「約束する」という行為は、遂行形式で顕在化する事が可能である。

(15) a. I hereby promise you that I'll be back.

b. 私は君に今ここですぐ戻ってくる と約束する。

この事実から、「約束する」が発語内行為である事を確認できる。一方、「安心させる」と

12) 遂行文 (performatives) とは、慣習的な力を直接的に伝える言語形式であり、平叙文でありながら真偽判断ができず、適切か不適切かによって判断されるという特徴をもつ。言語形式としては、一人称単数の主語と二人称間接目的語をもち、動詞は単純現在である (Austin 1962: 53-66)

いう行為は、次のように遂行形式でいい換える事ができない。

(16) a. \*I hereby relevel you that I'll be back.

b. \* 私は君に 今ここですぐ戻ってくる と安心させる。

この事実から、「安心させる」が発語媒介行為である事を確認できる。

### 2-3-2 By X-ing I was doing Y

Holdcroft (1978: 21) では、次のようなテストがあげられている。

(17) By X-ing I was doing Y

X する事によって、私は Y を行っていた。

(17)は前件が話し手の意図を表し、後件がその結果を表す複文である。したがって、(17)の X 部分に話し手の意図的行為である発語内行為を、Y 部分に話し手の意図的行為ではない発語媒介行為を代入する事は可能であるが、その逆は不可能になる。つまり、(17)の X 部分に発語媒介行為を、Y 部分に発語内行為を代入すると文の意味に矛盾が生じる。

次の発話を例に考えてみる。これは映画 **Back To The Future. Part2** において、自分を嫌っている女性に対して悪役の男性が発したものである。

(18) I'm gonna marry you someday !

いつかお前と結婚してやる！

ここで遂行されている発話行為には、「約束する」と「困惑させる」がある。これらの発話行為を、それぞれ(17)のテストに代入すると、結果は次のようになる。

(19) a. By promising I was doing embarrassing.

b. 約束する事によって私は困惑させていた。

(20) a. \*By embarrassing I was doing promising.

b. \*困惑させる事によって私は約束していた。

上の事実から、「約束する」が発語内行為であり、「困惑させる」が発語媒介行為である事を確認できる。

このように、発語内行為と発語媒介行為は、言語的な証拠によって区別できるとされており、またこのような絶対的な区別が可能であって初めて、最初に述べたオースチンの「発語内行為の語彙リストを作る」という計画は有効なものになる。本稿では、このように発語内行為と発語媒介行為の間に明確な線引きが可能であるとする立場を「絶対的な区別であるとする立場」と呼ぶことにする。

### 3. 発語内行為と発語媒介行為

#### 3-1 I V you that ~について

しかし、発語内行為と発語媒介行為の区別は絶対的なものであろうか？ここで再び、先の映画 *Back To The Future. Part 2* のセリフを例に考えてみる。

(21) I'm gonna marry you someday!

いつかお前と結婚してやる！

上の(21)の発話が発せられたとき、「言う (saying)」「約束する (promising)」「脅す (threatening)」「困惑させる (embarrassing)」などの発話行為が同時に遂行される。そして、一般的には、「言う」が発語行為 (locutions)、「約束する」が発語内行為 (illocutions)、「困惑させる」が発語媒介行為 (perlocutions) といわれている。

言う	約束する	困惑させる
----	------	-------

では、「脅す」という発話行為は、上の表のどこに位置するだろうか。直観的には、「脅す」は上の表の「約束する」と「困惑させる」の中間に位置するように思える。「脅す」は発語内行為に属するのだろうか、それとも発語媒介行為に属するのだろうか。先に述べた「絶対的な区別であるとする立場」に立てば、必ずどちらに属するかを決められるはずである。

例えば、次のように言語的に「脅す」は遂行形式をとることができない事から、(22)により「脅す」は発語媒介行為であると結論づける事ができるかに見える。

(22) a. \*I threaten you that I'm gonna marry you someday.

b. \*私は君に いつかお前と結婚してやる と脅す。

しかし、問題はそう単純ではない。確かに、「脅す」は遂行形式をとる事ができないが、オースチンも認めているように、遂行形式は必ずしも発語内行為と発語媒介行為を区別するための絶対的な基準ではない。例えば、「呼ぶ (call)」「診断する (diagnose)」「祝福する (congratulate)」は遂行動詞と思われるが、次のように遂行形式をとれない動詞は数多く存在する (山梨 1986b: 28)<sup>13)</sup>。

(23) a. \*I call you that you are No. 25.

\*私は君に No. 25 と呼ぶ。

13) ここで、「君」を直接目的語にすれば非文ではなくなるが、これらは遂行文とはいえない。

- (i) a. 私は君を No. 25 と呼ぶ。  
 b. 私は君を風邪だと診断する。  
 c. 私は君を試合に勝った事で祝福する。

- b. \*I diagnose you that your case is appendicitis.

\*私は君に風邪だと診断する。

- c. \*I congratulate you that you won the race.

\*私は君に試合に勝った事を祝福する。

上のように、遂行形式の成立は動詞の語彙的な側面に制約を受ける場合があり、発語内行為であるからといって必ずしも遂行形式が可能であるとは限らない。このため、遂行形式 (I V you that ~) による証拠は、発語内行為と発語媒介行為を区別するための基準としては不十分である。

### 3-2 By X-ing I was doing Y について

では、文の含意から判断する(17)から発語内行為と発語媒介行為を区別することは可能であろうか。しかし、(17)を用いたとしても、発語内行為と発語媒介行為を明確に区別する事はできないと思われる。

ここでも、「脅す」という発話行為を例に考える事にしよう。まず、「脅す」という発話行為を「約束する」と比べる事にする。これらを(17)のテストに適用すると、次のようになる。

- (24) a. 約束する事によって、私は脅していた。

- b. \*脅す事によって、私は約束していた。

したがって、このレベルでは「約束する」が発語内行為で、「脅す」が発語媒介行為という事になる。

- (25) a. 発語内行為：言う、約束する。

- b. 発語媒介行為：脅す、困惑させる。

しかし、この「脅す」が「困惑させる」と比べられた場合、上の分類は意味をなさなくなる。なぜなら、これらを(17)に適用すると、次のようになるからである。

- (26) a. 脅す事によって、私は困惑させていた。

- b. \*困惑させる事によって、私は脅していた。

このように、このレベルでは、今度は「脅す」が発語内行為であり、「困惑させる」が発語媒介行為となる。

- (27) a. 発語内行為：言う、約束する、脅す。

- b. 発語媒介行為：困惑させる。

(17)の証拠から発語内行為と発語媒介行為の区別を行うときに問題となるのは、何と比べるかによってその境界線が変わってしまうという点である。「脅す」という発話行為は、「約束する」と比べられたとき発語内行為に分類されるが、「困惑させる」と比べられた時、これは「発語媒介行為」に分類される。

もし、従来考えられていたように、発語内行為と発語媒介行為の区別が絶対的なものであるならば、何と比較されるかによって属性が変化するという事はない筈である。この事実は、ある発話行為が発語内行為なのか発語媒介行為なのかという情報がその行為の中に固有(inherent)の属性として組み込まれているのではなく、それが何と比較されているのかによって決定される二次的な属性である事を意味するように思われる。「脅す」の属性が、比較される対象によって変化していったのはその例である。

このように、発語内行為と発語媒介行為の区別が絶対的なものではないとする立場を、本論では「相対的な区別であるとする立場」と呼ぶ事にする。

### 3-3 相対的な区別であるとする立場

「相対的な区別であるとする立場」に立ったときの興味深い帰結は、「言う」「約束する」「脅す」「困惑させる」という発話行為の連鎖の中で、話し手がどこまでを意図していたかによって、発語内行為と発語媒介行為の境界線が変わると考える点にある。

もし話し手が「言う」という行為だけを意図していた場合は、下のように「言う」と「約束する」の間に発語内行為と発語媒介行為の境界が引かれる。この場合、「言う」という行為だけが発語内行為であり、「約束する」「脅す」「困惑させる」などの行為は話し手の意図しないところで結果的に聞き手の中に生じた発語媒介行為となる。

- (28) a. 発語内行為：言う。  
 b. 発語媒介行為：約束する，脅す，困惑させる。

また、もし話し手が「約束する」までを意図していた場合は、発語内行為と発語媒介行為の境界は「約束する」と「脅す」の間に引かれる。この場合、「言う」「約束する」までが発語内行為であり、「脅す」「困惑させる」は結果的に生じた発語媒介行為となる。

- (29) a. 発語内行為：言う，約束する。  
 b. 発語媒介行為：脅す，困惑させる。

同様に、もし話し手が「脅す」までを意図していた場合は、発語内行為と発語媒介行為の境界は「脅す」の右に引かれる事になるし、またもし話し手の意図が「困惑させる」までであった場合、境界は「困惑させる」の右に引かれる。

これは要するに、話し手がどこまで意図していたかによって発語内行為と発語媒介行為の境界が変わるという事を意味する。そうだとすると、発語内行為と発語媒介行為の区別は従来考えられていたような絶対的な区別ではなく、話し手の意図によって変化する「相対的な区別」であるという観点が必要になる。このような発語内行為と発語媒介行為の相対性を図示すると、次のようになると思われる。実線のアンダーラインが「発語内行為」を、点線のアンダーラインが「発語媒介行為」を表す。

言う,	約束する,	脅す,	困惑させる,
言う,	約束する	脅す,	困惑させる,
言う,	約束する,	脅す,	困惑させる,

発語内行為, 発語媒介行為

ここまで考察を進めると、我々は最初に述べた「発語内行為の語彙リストを作る」というオースチンの計画が非常に困難であることがわかる。

そもそも、オースチンの計画は「何が発語内行為であるのか」を絶対的に定義できるという仮定を前提としている。しかし、前節で述べたように「何が発語内行為であるのか」は話し手がどこまで意図していたのかによって変化する。このように、発語内行為と発語媒介行為の区別が相対的なものである以上、「発語内行為の語彙リストを作る」という計画は非常な困難を伴うのである<sup>14)</sup>。したがって、オースチンの計画は「発話行為を区別する基準は何か?」という発話行為論にとって根本的な命題に差し戻されると思われる。

#### 4. 発話行為の効果<sup>15)</sup>

##### 4-1 サールの条件 (conditions)

オースチンが仮定した発語内行為 (illocutions) と発語媒介行為 (perlocutions) の区別が相対的な区別でしかなく、絶対的な基準ではないとすれば、我々はどんな基準によって発話行為を分類すべきだろうか。この点について、本稿では、発話行為が聞き手に与える効果 (effect) がその後も持続するのか、それともその場限りで消滅するかという基準によって、それが可能になると考えている。筆者が中園 (1994) で、発話行為を「持続的な効果をもつ発話行為 (C 型)」と「一時的な効果をもつ発話行為 (T 型)」に区別したのは、そのような考えに基づくものである。

「発話行為が聞き手に与える効果」について考えるにあたり、まず「約束」という発話行為が聞き手に与える効果と「挨拶」という発話行為が聞き手に与える効果がどう違うのかという問いから始めることにしたい。

この問いに答えるためには、背景知識として、サールの意味論的規則 (semantical rules)<sup>16)</sup>

- 
- 14) もちろんオースチンも、これら二つの発話行為の区別が不明確であるという点にも言及している (Austin 1962: 119)。
- 15) 発話行為の効果 (uptake, effect, consequence) に関するオースチンの考えは Austin (1962: 109–120) を参照。
- 16) この規則は「話し手 S が聞き手 H がいるときに文 T を発話するときに、S が欠陥なく (nondefectively) H に対して発話の力を遂行できたとする。そのときに成立しているはずの条件 (Searle 1969: 57)」から構成される。Austin (1962) の「適切性条件 (felicity conditions)」を形式化したものであり、Searle & Vanderveken (1985) では「成功条件 (conditions of success)」と呼ばれる。

について言及しておく必要があると思われる。サールは、規則を規制的規則 (regulative rules) と構成的規則 (constitutive rules) に分類している (Searle (1969: 50–53))。サールの規則は後者にあたり、具体的には次の四つからなるとされている (Searle 1969: 57–61)。

(30) 発話の力が成立するための規則

命題内容規則	propositional content rules。命題内容が満たすべき条件から構成される規則。
事前条件	preparatory rules。発話の場面設定に関わる条件から構成される規則。
誠実条件	sincerity rules。話し手の意図に関する条件から構成される規則。
本質条件	essential rules。ある発話行為の遂行に本質的な条件から構成される規則。

これらは発話行為が遂行されるための条件である。例えば、「約束 (Promise)」という行為が成立するための規則には次のようなものがある。

(31) 「約束」が成立するための規則

命題内容規則	命題内容は話し手による未来の行為である
事前条件	聞き手は話し手がその行為を行わないよりも行う事の方を望んでいる (話し手はそう信じている)。なお、その行為を行うかどうかは話し手と聞き手にとって自明ではない。
誠実条件	話し手はその行為を行う意図がある。
本質条件	話し手はその行為を行う義務がある。

一方、「挨拶 (Greet)」という行為が成立するための適切性条件は、次の通りである。

(32) 「挨拶」が成立するための規則

命題内容規則	なし。
事前条件	話し手が聞き手とちょうど出会った (紹介された) ところである。
誠実条件	なし。
本質条件	話し手が聞き手を礼儀正しく認知したこととして見なされる。

4-2 効果の持続性と一時性

それぞれの発話行為が成立するための構成的規則の違いを観察する事で、「約束」と「挨拶」がもつ特徴の差が明らかになる。まず、「約束」が成立するための規則の中には、「未来の行為である (命題内容条件)」「その行為を行うかどうか自明ではない (事前条件)」「その行為を行う義務がある (本質条件)」などの記述がある事から、「約束」という行為が未来におい

てその行為が実行されるまで続く「時間的に長期にわたる行為」である事が分かる。

例えば、男が女に次のような発話をしたとしよう。

(33) 君と結婚する。

これは、いうまでもなく「約束」である。男は、これを発話する事により、「女と結婚する」という未来の命題内容を実行する義務を負う<sup>17)</sup>。もし、男に結婚する気がなくても、それは不誠実な約束であるというだけで、これを発話する事により結婚する義務が生じる事に変わりがない。また、その義務は(33)の発話が消滅した後でも残り、発話者に対して拘束力を持つ。筆者は、これが「約束」の本質的な側面であると考ええる。

約束という発話行為は、その行為が実行されるまでずっと、行為遂行の義務を話し手に対して負わせるのである。もし(33)の発話が嘘であったとき、男がいつまでも女に対する罪悪感を感じるのも、女がいつまでも男を恨むのも、「約束」という発話行為が時間的に長期にわたって持続するからに他ならない。このような効果の持続は、次のように図示する事ができるだろう。

発話の効果 —●—————>

これは、「約束」という発話行為が聞き手に与える「効果」が持続的であるといいかえる事もできるだろう。「約束」は「持続的な効果をもつ発話行為 (Speech Acts with Continuous Effect, 以下「C型」とする)」なのである。同じような機能を持つ発話行為には、他に「警告」「予測」「主張」「命名」「助言」などがあると思われる。

では、「挨拶」という発話行為はどうだろうか。

(34) 「こんにちは」

サールによって定義されているように、「挨拶」という発話行為の本質は、その発話が話し手と聞き手が出会ったばかりの時点(または、別れる直前)で発話されるという点にある。したがって、(34)は話し手と聞き手が出会う前に発話されても、出会った後しばらくしてから発話されても「挨拶」とはならない。つまり、「挨拶」にはそれが発話されるべきタイミングがあり、そこからずれてしまっただけでは「挨拶」としては機能しなくなる。そして、発話されたら挨拶の役割はそれで果たされた事になり、機能的にはその場で終了する。このような効果の現場性は、次のように図示する事ができるだろう。

発話の効果 —●—————>

したがって、(34)はその音声が消滅したら、発話の力も同時に消失する。これは、「挨拶」

---

17) ただし、その行為を実行するかどうかは現在のところ不明である。

という発話行為が聞き手に与える効果が一時的であるといいかえる事ができるだろう。「挨拶」は「一時的な効果をもつ発話行為 (Speech Acts with Temporary Effect, 以下「T 型」とする)」なのである。同じような機能を持つ発話行為としては、他に「呼びかけ」「質問」「挨拶」「祝福」「感嘆」「罵り」「祈願」などがあると思われる。

このように、ある発話行為が遂行されたとき、それが聞き手に与える「効果」は将来にわたって持続する場合と、その場限りで消滅してしまう場合の二種類を理論的に仮定できる。発話行為の効果には「持続的なもの」と「一時的なもの」があるのである。これに応じて発話行為も、次のように二つに分類する事が可能である。

(35) 発話行為 (Speech acts)

- a. 持続的な効果をもつ発話行為 (C 型)
- b. 一時的な効果をもつ発話行為 (T 型)

この区別は、発語内行為と発語媒介行為の区別のように話し手の意図に応じて変化するような相対的な区別ではなく、ある発話行為が固有 (inherent) に持っている絶対的な区別であると思われる。すなわち、話し手がどのような意図をもって発話したとしても、常に「約束」は C 型であり、「挨拶」は常に T 型である。

4-3 伝統的見解との関わり

最後に、この区別 (C 型・T 型) が、伝統的な見解 (発語内行為・発語媒介行為) とどう関連するののかについて述べておく。例えば、「君と結婚する」のような発話と同時に遂行される発話行為には「約束する」「喜ばせる」などがあり、従来は前者が発語内行為で、後者が発語媒介行為であるとして区別されていた。しかし、すでに述べた通りこの境界は話し手の意図によって移動する相対的なものである。本論の区別では、「約束する」「喜ばせる」はどちらも持続的な効果をもっている事から、どちらも C 型に分類される。

一方、「こんにちは」のような発話と同時に遂行される発話行為には「挨拶する」「礼儀正しく遇する」などがあり、従来では前者が発語内行為で、後者が発語媒介行為に区別されていた。しかし、これらも私の区別によると、「挨拶する」「礼儀正しく遇する」はどちらも一時的な効果しかもたない事から、どちらも T 型に分類される。

	発語内行為	発語媒介行為
C 型	約束する	喜ばせる
T 型	挨拶する	礼儀正しく遇する

伝統的な発話行為論では、発語内行為と発語媒介行為を区別する縦の区別が重視されていたが、本稿はその区別は相対的であると考えている。上の表で縦線が破線であるのは、それ

を表している。そして、本稿ではむしろその発話行為が聞き手に及ぼす効果が持続的か一時的かという横の区別の方が明確な区別となりうることを主張した。そして、それが明確な区別となりうるためには、言語データにそれが反映されていなければならない。最後に、発話行為的引用論の課題として、現時点で筆者が気づいている言語データを素描しておく。

## 5. 発話行為的引用論について

C型とT型の分類によって説明できる現象に、引用句に見られるダイクシス表現の使用制限がある。これは第1場(1st field)における発話の力が第2場(2nd field)における伝達者の解釈を通して言語形式にどう反映されるのを見る研究である<sup>18)</sup>。

話し手が自分の発話の中に異なる発話を代入する事を引用といい、そこで用いられる言語形式を引用構文という。ある発話を引用するとき、元の発話で用いられていたダイクシスを引用句の視点からみた表現に調整できるのが普通である。例えば、(36)の発話を引用するとき、ダイクシス表現の「明日」や「君」が、その引用である(37)の中で、それぞれ「今日」と「僕」に調整されている。

(36) 「明日 君がやれ」

(37) 太郎はその時 今日 僕がやれと言った。

これは、報告者がダイクシスを現在の視点に調整できるというごく当たり前の原則にしたがった結果である。ところが、中にはこの当たり前の原則がきかない場合がある。例えば、次のような発話がこれにあたる。

(38) 「明日 雨が降れ」

この発話を引用するとき、報告者はダイクシス「明日」を現在の視点に調整する事ができない。もし、ダイクシスを調整すると次のように非文になる。

(39) 太郎はその時 \*今日 雨が降れと言った。

ここにみられる対比は、興味深いものである。なぜ(36)が引用されたときダイクシスの調整が許されるのに、(38)ではそれが許されないのだろうか。従来の引用論ではこの対比に関して明確な説明を行っていない。しかし、このような対比はC型とT型の概念を用いる事で説明できると思われる。

まず、(36)が遂行している発話行為は「命令(order)」である。「命令」は、発話された後も発話の力を持続する発話行為であるから、本稿の区別ではC型にあたる。上で定義したように、C型は発話された後も聞き手に対して拘束力を持つ。したがって、その発話が引

---

18) 「引用句のダイクシス」については中園(1994)で詳しく論じた。

用された時も、引用句の中で元の発話の力は持続していると考えられる。だから、我々は元の発話と引用句を同じ次元で扱う事ができる。そのため、元の発話が遂行する発話行為がC型であった場合は、引用句においてダイクシスを調整する事ができるのである。



このように、(36)を引用する際にダイクシスの調整が許されるのは、「命令」がC型に属するからである。これは、C型の効力が持続的である事を証明する有力な証拠になると思われる。

これに対し、(38)の遂行している発話行為は「願望 (wish)」である。「願望」は、発話された時点しか発話の力をもたない発話行為であるから、この論文の分類ではT型にあたる。上で述べたように、T型は発話後に聞き手に対して拘束力を持たない一回性の発話行為である。したがって、その発話が引用句に持ち込まれた時に、引用句の中で発話の力は消滅している。だから、我々は元の発話と引用句を同じ次元で扱う事ができない。そのため、元の発話が遂行する発話行為がT型であった場合、引用句においてダイクシスを調整する事ができないのである。



このように、(38)を引用するときダイクシスの調整が許されないのは、「願望」がT型に属するからである。これは、T型の効力が一時的である事を証明する有力な証拠になるだろう。もちろん、C型とT型を分類する発話行為的分析の有効性は、言語データに対する分析の成果がまだまだ少なく適用の範囲も未知数である。したがって、ここでは現時点で筆者の気づいている言語データをあげるにとどめ、さらなる分析は今後の課題としたい。

## 6. ま と め

発話行為（言語行為）を分析するとき、伝統的には発語内行為と発語媒介行為に分類して考えるのが普通であるが、本稿ではこうした伝統的立場では明快な区別が出来ないことを述べた。そして、より明確な区別として発話行為が聞き手に及ぼす効果が「持続的」であるか「一時的」であるかという区別をあげ、前者にあたるものをC型（Speech Acts with Continuous

Effect), 後者にあたるものを T 型 (Speech Acts with Temporary Effect) とした。この C 型と T 型は、それが引用されたときのダイクシスの調整を調べる事によってその差を確認できるため、統語的な証拠からその存在を確認する事が可能である。

#### 参 照 文 献

- Austin, J. L. (1962) *How to Do Things with Words*. Oxford University Press (坂本百大訳『言語と行為』大修館書店, 1978年)
- 藤田保幸 (2000)『国語引用構文の研究』和泉書院
- Grice, H. P. (1957) "Meaning." *Philosophical Review* 67
- (1975) "Logic and Conversation." Cole and Morgan (eds.) *Syntax and Semantics3: Speech act*. Academic Press.
- 鎌田 修 (2000)『日本語の引用』ひつじ書房
- 久保 進 (2002a)「言語行為」認知科学会編『認知科学辞典』共立出版
- (2002b)「発話行為」応用言語学会編『応用言語学辞典』研究社
- Leech, G. N. 1983. *Principles of Pragmatics*. Longman.
- Levinson, S. C. 1983. *Pragmatics*. Cambridge University Press.
- 中園篤典 (1994)「引用文のダイクシス——発話行為論からの分析——」『言語研究』105号, 日本言語学会
- (2002)「言語学における言語用法の位置づけ」『広島修大論集』42巻2号, 広島修道大学人文学会
- (2003)「機能文法としての発話行為の役割」『人間環境学研究』1巻1号, 広島修道大学人間環境学学会
- 西山祐司 (1983)「発話行為」安井稔他編『英語学体系5 意味論』大修館書店
- Strawson, P. F. (1964) "Intention and convention in speech acts." *Philosophical Review* 73 (in Searle (ed.) 1971. *The Philosophy of Language*. 23–38)
- 山梨正明 (1986)『発話行為』大修館書店